



平成27年10月1日

長谷川町子美術館館長に消防総監感謝状贈呈

—安全・安心情報普及促進ポスターに協力—

東京消防庁では、防火上優良な建物や、消防法令違反がある建物を安全・安心情報としてホームページなどを通じて発信する「優良防火対象物認定表示制度」（通称：優マーク制度）と「違反対象物の公表制度」を推進しています。このたび、両制度の普及促進用ポスターの制作に協力して頂き、防火対象物の安全・安心情報の普及促進に大きく貢献して頂いた、長谷川町子美術館館長の川口淳二氏に消防総監感謝状を下記のとおり贈呈します。

記

1 日 時

平成27年10月6日（火）14時30分から

2 場 所

長谷川町子美術館

世田谷区桜新町一丁目30番6号（別図1参照）

3 受賞者

長谷川町子美術館館長 川口 淳二（かわぐち じゅんじ）氏

4 贈呈者

予防部長 西村 隆明（にしむら たかあき）

5 次第

14時30分 開式

14時31分 感謝状贈呈

14時35分 記念撮影

14時40分 閉式

6 取材にあたっての留意事項

- (1) 取材を希望される方は、10月5日（月）12時00分までに広報課報道係へご連絡ください。
- (2) 取材される方は、14時15分までに美術館入口横の報道機関受付へお集まりください。（別図2参照）
- (3) 取材中は、自社腕章の着用をお願いします。
- (4) 建物内では、係員の指示に従ってください。
- (5) 駐車場のご用意はありませんので、ご了承ください。

7 ポスター図柄等

国民的アニメとして人気の高い「サザエさん」のイラストを活用することにより、幅広い年齢層に対する制度の普及促進を図るとともに、建物の安全・安心情報の提供による社会全体の防火意識の向上を目的としています。

制作には公益財団法人東京防災救急協会の協力をいただいております。

(1) 優良防火対象物認定表示制度

制服姿のサザエさんが優マークを掲げていることで、消防機関が認定している安全性を視覚的に印象付ける内容としています。

(2) 違反对象物の公表制度

波平さんが消防法令違反に対し具体的な火災危険について注意喚起し、法令遵守の大切さを訴える内容としています。

(3) 掲出場所

東京消防庁管内の駅、事業所、学校、町会・自治会掲示板等

(4) 制作部数

B 2版 3, 000枚

A 3版 18, 000枚

A 4版 12, 000枚



【優良防火対象物認定表示制度】
(優マーク制度)



【違反对象物の公表制度】

優良防火対象物認定表示制度（通称：優マーク制度）とは

- 1 平成18年10月1日から始まり、建物の管理権原者からの申請に基づき消防署長が審査・検査し、その結果防火上優良な建物であると認定した場合に優良防火対象物認定証（通称：優マーク）を表示できます。
- 2 審査項目には、消防法令及び建築法令（防火に関する規定部分）の適合状況のほか、自衛消防活動能力の検証、自主的・意欲的な防火対策（例：外国語による避難誘導體制の確保など）の実施、過去に大きな火災を発生させていないことなどが含まれます。
- 3 優マークは、平成26年4月1日から施行された改正により、建物の利用者にわかりやすいように、より大きく、明るい色のマークに変更となり、外国の方にも安全性をアピールできるよう英語表記が記載されました。
- 4 優良防火対象物は、東京消防庁ホームページ「防火対象物の安全に関する地図情報」で検索・確認できます。また、各消防署の窓口でも閲覧できます。
- 5 制度の改正以降、優良防火対象物は99対象増加し、平成27年9月30日現在で、914対象を認定しています。



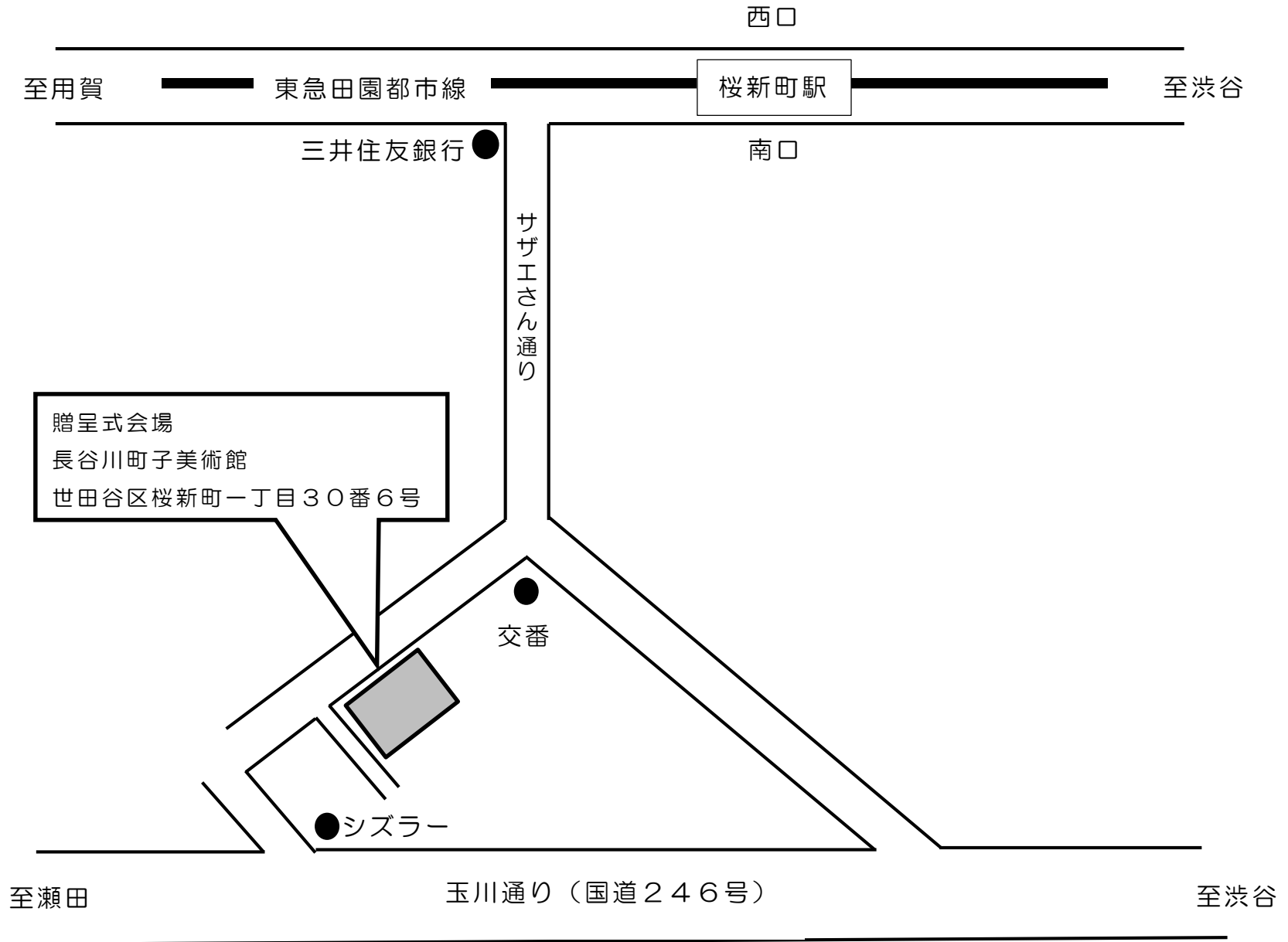
違反対象物の公表制度とは

- 1 平成23年4月1日から始まり、立入検査で把握した消防法令違反のある建物を公表する制度です。違反のある建物を公表することで、建物関係者の自発的な防火対策への取組を促します。
- 2 公表となる対象はスプリンクラーなどの必要な設備が設置されていない「重大設備設置義務違反」と防火管理者がいない、避難訓練を実施していないなどの違反が繰り返し指摘されている「複数管理義務違反」に該当する対象物です。
- 3 違反対象物は、東京消防庁ホームページ「防火対象物の安全に関する地図情報」で検索・確認できます。また、各消防署の窓口でも閲覧できます。
- 4 平成27年9月30日現在、「重大設備設置義務違反」に該当する対象物について、541棟575件を公表し、120棟131件が公表中です。内訳は、自動火災報知設備の設置義務違反が468件（公表中101件）、屋内消火栓設備の設置義務違反が83件（公表中22件）、スプリンクラー設備の設置義務違反が24件（公表中8件）です。
「複数管理義務違反」に該当する対象物について、430棟2,768件の違反を公表し、117棟1,003件が公表中です。
- 5 本制度により、建物利用者の判断材料が増えるとともに、より早期に是正が図られるなど、建物関係者自身の防火意識の向上が認められ、違反是正の促進が期待されます。

問合せ先

（東京消防庁（代）電話3212-2111）
査察課 査察計画係 内線4922 4928
広報課 報道係 内線2345～2350

会場案内図



会場（1階）レイアウト図

